

平成 18 年 10 月 26 日

緊急事態発生時の対応等について（中間報告）

専門委員会においては平成 18 年 3 月 23 日から 14 回の会合を開き、緊急事態として想定される事象について、投資信託の運営等に対する影響等を検証し、ブラインドの遵守や、基準価額に与える影響と当該基準価額に基づき設定・解約を行った場合の信託財産に与える影響といった観点から、協会の決議に基づいて業界が統一的に対応を講ずべき事象や委託業者が個別の判断に基づいて対応することが適切と思われる事象等に整理するとともに、これら事象が発生した際に講ずべき対応策や連絡体制等について議論を重ね、下記のとおりその意見を取りまとめた。

記

・考えられる緊急措置とその内容

委託業者が緊急事態発生時に講ずべき緊急措置としては、その状況に応じ、「設定・解約の申込みの受付の中止」や「設定・解約の申込み締め切り時間の短縮」が考えられる。

1．設定・解約の申込みの受付の中止

委託業者は、当該投資信託の約款で定める基準価額適用日の基準価額で処理する設定・解約の申込みの受付を中止する。

この場合において、販売会社は、既に受付けている設定・解約の申込みについて顧客の意向を踏まえ、当該申込みの取消又は翌日以降の注文として処理する。

2．設定・解約の申込み締め切り時間の短縮

委託業者は、設定・解約の申込みの受付にかかる締め切り時間を短縮する。

この場合において、販売会社は、委託業者が定める締め切り時間以降の顧客からの申込みの受付を停止する。

・想定される事象とその対応策等

1．取引所等の取引停止

(1) 東京証券取引所の株式現物市場の取引停止

東京証券取引所が取引停止となった場合には、ほとんどの委託業者の運用する国内ファンドの多くがその影響を受け、わが国投資信託市

場に大きな影響を与えることとなることから、協会決議により業界として統一的な対応策を講じる必要がある。

この場合において、ブラインドの遵守、受益者間・投資者間の公平性の確保の観点から、委託業者は、それぞれの取引停止の状況に応じファンドの「設定・解約の申込みの受付の中止」又は「設定・解約の申込み締め切り時間の短縮」の措置を講じることが適当である。

イ．当日の取引開始時点（前場寄付）から取引が停止した場合

当日の取引が終日停止された場合には、委託業者は設定・解約の申込みの受付の中止措置（以下「受付中止措置」という。）を講じることが適当である。

この場合において、販売会社は、取引所取引が終日停止され、委託業者が受付中止措置を講じるかどうか不明の状況の中で顧客からの設定・解約の申込みの受付を停止する必要はないものと考えられるが、終日閉鎖されることが明確となり、受付中止措置が講じられる場合に備え、顧客の混乱を避けるため、顧客の申込みを受けるに当たっては、あらかじめ「当該取引所が終日取引停止となった場合には、注文の取消又は当該取引所の取引再開後の注文として処理」のいずれかの措置が講じられることがあり得る旨を説明したうえで顧客の注文を受付けることが望ましい。

ロ．取引時間の途中で取引が停止した場合であって、翌日以降も取引再開の見込みがない場合（大規模地震等）

大規模地震等により取引時間の途中で取引が停止し、翌日以降の取引再開が見込めない場合には、委託業者は受付中止措置を講じることが適当である。

この場合において、販売会社は、翌日の閉鎖が明確となったときより顧客からの設定・解約の受付を停止するとともに、既に受付けている顧客からの注文について、顧客の意向を踏まえ、取消し又は取引再開後の注文として処理することが適当である。

なお、翌日以降においても当該取引所の取引が停止となるかどうかは、直ちに判明しない事態も予想されるが、この場合においては、当面次の八に掲げる措置を講じるとともに、再開されないことがみこまれる状況となった場合に受付中止措置を決定することが適当である。

ハ．取引時間の途中で取引が停止した場合であって、翌日、取引の再

開が見込まれる場合（システム障害等当該取引所の固有の事象）

システム障害等当該取引所の固有の事象により取引時間の途中で取引が停止し、翌日の取引の再開が見込まれる場合には、販売会社が既に受け付けている顧客からの注文を取消す等の措置を講じる必要はないものと思われるが、プラインドの遵守の観点から、委託業者は、販売会社による設定・解約の申込みの締め切り時間の短縮措置を講じることが適当である。

なお、当該措置を発動した場合には、顧客や販売会社窓口での混乱を避けるため、例えば、営業時間内に取引所の取引が再開された場合であっても、解除しないことが適当である。

上記 の八の措置は、基本的には取引所の取引が停止した時点を申込みの締め切り時間とすることが望ましいが、措置の実施の決定を販売会社の各営業店まで周知するためには、ある程度の時間を要することも必要である。また、終日この措置を解除しないとしているため、当該取引所の取引が終日再開されないことが明確となったときに発動するなど、その発動に当たっては慎重な対応が必要であるとの意見もあることから、受付の締め切り時間を決定するに当たっては、このような点も十分配慮することが重要である。

上記 の受付中止措置等の措置の対象とするファンドは、当該取引所の上場銘柄の組入比率等により一律的な基準を設けることは困難である。このため、委託業者がファンド毎に当該取引所の取引停止に伴う基準価額への影響度や当該基準価額により設定・解約を行った場合の信託財産への影響などを検討し、受付中止措置等の措置の対象とするファンドを定めることが適当である。（なお、協会が制定するガイドライン等において、おおまかな目安となる指針（基準）を定性的に明示する方向で検討することが考えられる。）

(2) 大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びジャスダック証券取引所の株式現物市場の取引停止

ファンドの中には主として大阪証券取引所等の単独上場銘柄を主な投資対象としているものが見られる。

当該取引所が取引を停止した場合には、これらの単独上場銘柄を主な投資対象とするファンドに影響を与える恐れがあることから、基本的には協会決議により業界の統一的な対応策を講じることとし、東京証券取引所における取引停止の場合と同様に受付中止措置等の措置を講じる

ことが適当である。

(3) その他国内取引所の現物株式市場の取引停止

上記(1)及び(2)以外の国内証券取引所の取引停止については、現在、これら取引所の単独上場銘柄を主な投資対象とするファンドが見当たらないことから、委託業者は、通常どおり設定・解約の申込みを受付けるものとする。

(4) 国内の営業時間の終了後に取引が開始される海外取引所(欧州、米国等)の取引停止

国内の営業時間の終了後に取引が開始される海外取引所の上場銘柄を主な投資対象とするファンドについては、ブラインドの遵守の観点から、申込み日の翌日以降の基準価額(国内の営業時間終了後に開始される取引の最終相場により計算された基準価額)により設定・解約が行われる。

当該取引所の取引が終日停止された場合には、既に販売会社において顧客からの設定・解約の申込みの受付が行われているが、信託財産の適切な運営に支障が生じるおそれもあることから、委託業者は、次のような措置を講じることが適当である。

イ．取引開始時点(前場寄付)から取引が停止した場合委託業者は、基本的には、当該取引所の取引が停止された日に算出される基準価額をもって行われる設定・解約の申込みについて、受付中止措置を講じることが適当である。

また、この場合、販売会社においては、顧客から既に受付けている注文について、顧客の意向を踏まえ、取消し又は当該取引所の再開後の注文として処理することが適当である。

ロ．取引が停止された日の翌営業日の対応について

海外取引所については、タイムリーな情報入手が難しく、翌日も引き続き取引が停止されるかどうか事前に把握することができない場合が多いものと考えられる。

このような場合には、国内の翌営業日においては、販売会社は顧客からの設定・解約の申込みの受け付けを停止する必要はないものと考えられ、これらの申込みを受付けるものとするが、投資者の混乱を避けるため、その際、「当該取引所において、引き続き取引が停止された場合には、申込みの取消し又は当該取引所の再開後の注文と

して処理のいずれかの措置が講じられることがあり得ること」を、併せて説明するものとする。

八．国内営業時間内に、海外取引所において公式に終日閉鎖されることが決定した場合の対応について

基本的には、委託業者は受付中止措置を講じるものとし、販売会社は、当該情報入手した時点より顧客からの設定・解約の申込みの受付を停止するとともに、既に顧客より受付している注文（その取引が停止された日に算出される基準価額をもって行われる設定・解約の申込み）について、顧客の意向を踏まえ、取消し又は当該取引所の再開後の注文として処理のいずれかの措置を講じるものとする。

海外投資ファンドには、複数の海外取引所の上場銘柄を対象としたものなど様々なタイプのファンドが存在するが、単一の当該海外取引所の上場銘柄を主な投資対象としたファンドは、それほど多くはないものと思われる。このような状況を踏まえると、協会決議により業界が統一的に対応策を講じる必要は少ないとの意見が多かった。

従って、委託業者がファンド毎に当該取引所の取引の停止による基準価額への影響や当該基準価額により設定・解約を行った場合の信託財産への影響等を検討し、当該措置を実施するかどうか、また、その措置の対象とするファンドを決定することが適当である。

なお、協会のガイドライン等においては、基本的な考え方を明示する方向で検討することが望ましい。

また、当該取引所において、取引が開始された後立会い時間中に取引が停止される事態も想定される。この場合には、基本的には取引停止時の最終値段に基づき基準価額が算定されることとなることから、受付中止措置を講じる必要はないものと思われるが、取引停止となるまでの立会時間や市場における値付けの状況などによっては、受付中止措置を講じることが適当と考えられる事態も考えられる。

従って、このような場合においても、委託業者がファンド毎に当該取引所の取引の停止による基準価額への影響や当該基準価額により設定・解約を行った場合の信託財産への影響等を検討し、当該措置を実施するかどうか、また、その措置の対象とするファンドを決定することが適当である。

(5) 国内営業時間と取引時間が重複する海外取引所（アジア、オセアニア等）の取引停止

国内営業時間内に当該取引所の取引動向が見られることを考慮し、ブラインドの遵守の観点から、東京証券取引所等の国内取引所における取引停止の場合と同様の受付中止措置等の措置を講じることが望ましい。

しかしながら、単一の当該海外取引所の上場銘柄を主な投資対象としたファンドは、それほど多くはないものと思われ、このような状況を踏まえると、協会決議により業界が統一的に措置を実施する必要は少ないとの意見が多かった。

従って、委託業者がファンド毎に当該取引所の取引の停止による基準価額への影響や当該基準価額により設定・解約を行った場合の信託財産への影響等を検討し、当該措置を実施するかどうか、また、その措置の対象とするファンドを決定することが適当である。

なお、協会のガイドライン等においては、基本的な考え方を明示する方向で検討することが望ましい。

(6) 国内店頭市場（グリーンシート）の取引停止

国内店頭市場としては、グリーンシートが考えられるが、その影響は少ないものと考えられ、委託業者は、通常どおり設定・解約の申込みを受付けるものとする。

(7) 海外店頭市場（ロンドン、NASDAQ等）の取引停止

基本的には、上記(4)の海外取引所と同様の対応をすることが適当である。

(8) 国内先物市場の取引停止

東京証券取引所、大阪証券取引所

ブル・ベア型の投資信託など、先物を中心に運用するファンドについては、取引停止に伴う影響は大きいものと思われ、基本的には、取引停止に伴い影響が大きいと思われるファンドについては、受付中止措置等の措置を講じることが適当である。

しかし、これらファンドを提供する委託業者は限られ、また様々なタイプのファンドも見られることから、協会決議により業界が統一的な対応を行う必要はないとの意見が多かった。

従って、委託業者がファンド毎に当該先物市場の取引の停止による基準価額への影響や当該基準価額で設定・解約を行うことによる信託財産への影響等を検討し、当該措置を実施するかどうか、また、その

措置の対象とするファンドを決定することが適当である。

なお、委託業者が対象となるファンドをイメージできるよう、協会のガイドライン等において対象ファンドについての考え方等を明示することが望ましい。

名古屋証券取引所

特に影響を受けるようなファンドは見当たらないことから、委託業者は、通常どおり設定・解約の申込みを受付けるものとする。

(9) 海外先物市場の取引停止

海外の先物取引を中心に運用するファンドについては、海外先物市場の取引停止の影響は大きいものと思われ、基本的には、(4)の から と同様の対応を行うことが適当である。

なお、海外取引所には、株式、債券のほか、金利、為替等の先物取引も上場されていることから、どのような原資産であっても、当該取引が停止された場合には、同様に取り扱うことが適当である。

(10) 為替市場の取引停止

単一の為替市場の取引停止については、代替市場が存在し、運用に支障を生じる恐れは少なく、むしろ信託財産の評価上の問題が生じることが考えられる。

信託財産の評価に使用する為替レートは、協会規則により三菱東京UFJ銀行が毎日発表する為替レート(対顧客相場)とされ、協会が同行から提供を受け委託業者会員に配信しているが、協会規則では、対顧客相場が発表されていない場合等においては、その都度業務部会で決定する旨定められている。

従って、為替市場が取引停止した場合には、受付中止措置等の措置を講じる必要はないものと思われるが、協会においては、信託財産の評価に使用する為替レートについて、協会規則に基づき対応し、その結果を会員に周知することが適当である。

(11) インターバンク市場の取引停止

インターバンク市場の取引停止は、わが国の金融全体に多大な影響を及ぼすこととなることから、その事業継続に向けて何らかの対応が講じられることが想定され、受付中止措置等を講じる必要はないとの意見が多かった。

しかし、投資信託にとっては、コール・ローンの回収など運用に支障を生じる恐れはることから、協会において、可能な限り情報を収集し、会員に周知を図ることが望ましい。

(12) その他

将来的には、商品先物市場における取引停止といったことも考えられるが、この場合、有価証券先物市場に準じて対応することが適当である。

2．暴落等取引市場に混乱が生じた場合

協会規則では、取引所に最終相場がない場合、気配相場となった場合等様々な事態を想定した評価ルールが定められており、一応基準価額は計算できる体制となっている。このため、市場が多少乱高下した場合には、受付中止措置等の措置を講じる必要はないとの意見が多く、委託業者は、通常通り設定・解約の申込みの受付を行うことが適当である。

しかし、例えば、連日の暴落等により気配相場が継続するような場合や資産の換金に支障をきたすような場合など、信託財産への影響を無視できない事態も想定され、このような場合には、必要に応じ受付中止措置等の措置を講じることも考えられる。

こうした事態による影響は、ファンドによってその度合いが異なり、一律的に対応することは困難であることから、委託業者がファンド毎に当該取引所の混乱等による基準価額への影響や当該基準価額で設定・解約を行うことによる信託財産への影響、組入れ資産の換金の可能性等を検討し、当該措置を実施するかどうか、また、その措置の対象とするファンドを決定することが適当である。

なお、協会のガイドライン等においては、当該措置を実施する場合の基本的考え方を明示することが望ましい。

3．市場インフラの機能停止

(1) 相場情報の不通

特定の情報ベンダー等その一部が不通となった場合には、代替機関等からの入手の道もあるため、受付中止措置等の措置を実施する必要はないものと考えられる。

しかし、大規模地震等の地域災害や取引所の配信システムのダウン等相場情報の入手が全く不可能となる場合も想定されるが、このように基準価額の算出が全く困難である場合には、受付中止措置等の措置を実施することが適当である。

この場合、委託業者がファンド毎に基準価額の算出の可能性や算出された基準価額により設定・解約を行った場合の信託財産への影響等を検討し、当該措置を実施するかどうか、また、その措置の対象とするファンドを決定することが適当である。

なお、協会のガイドライン等においては、当該措置を実施する場合の基本的考え方を明示することが望ましい。

(2) 全銀ネットの機能停止

全銀ネットの機能停止については、わが国決済制度に多大な影響を及ぼすことから、その事業継続に向けて、何らかの対応が講じられるものと想定される。

投資信託についても、資金決済に影響を及ぼすことも想定されるため、協会において可能な限り情報を収集し、会員に周知することが望ましい。

4 . 委託業者の業務停止

委託業者の業務停止については、その要因を 個別事情による場合、大規模地震等地域災害に区分し、次のように整理する。

委託業者の個別事情による業務停止

業界として対応する問題ではなく、当該委託業者がその状況を踏まえ、業務継続か、業務停止かを判断し、その上で必要な措置を検討し、実施することが適当である。

大規模地震等地域災害による業務停止

大規模地震等地域災害が発生した場合には、委託業者や取引所、販売会社等の関係機関の多くが被害を受けることも想定される。

しかし、被災地域及び被害規模によっては、特定の委託業者のみ事業継続が不可能となる事態も想定されるが、事業継続が不可能となった委託業者については、受付中止措置等の措置を実施せざるを得ないものと考えられる。

また、業務を継続するか、又は停止するかは、その被害規模や人員の確保状況等に応じ、委託業者自身が判断する必要がある。

5 . 関係機関の業務停止

(1) 基準価額計算システム会社、受託会社

基準価額計算システム会社、受託会社の業務停止については、上記4の委託業者の業務停止の場合と同様、委託業者が、当該基準価額計算システム会社または当該受託会社の状況等を踏まえ、業務継続か、業務停止かを

判断し、その上で必要な措置を検討し、実施することが適当である。

(2) 保管振替機構

投資信託については、今後振替制度への移行が予定されているが、この実施に伴う影響等について引き続き検討を行うことが望ましい。

(3) 海外の保管機関等

業界として対応する問題ではなく、当該委託業者がその対応を検討すべき問題であるとの意見が多かった。

・特別対策部会の運営等について

(1) 協会の部会設置に関する規則では、緊急事態の発生に伴い業界が統一的に対応する必要がある場合の措置について、特別対策部会において決定するとされている。

また、同規則では、特別対策部会は、「招集」又は「書面」により開催するとされ、また、措置の決定については、部会委員の過半数の出席、及び出席委員の過半数の賛成が要件となっている。

(2) 現行規則に定めるいずれの決議方法も、その手続きに時間を要し、また、委員の過半数の出席が困難な事態も想定されることから、迅速かつ機動的に対処するためには、次のような対応も考えられ、規則改正等所要の整備を図ることが適当である。

緊急事態に迅速に対応するため、必要に応じ、措置の内容やその実施について、又は措置の解除について、電話、メール等の通信手段により協議し、委員の意見を求めることができること

緊急的な対応が必要であるために委員と協議する時間が取れない場合など、真にやむを得ない事態が生じた場合には、部会長（会長）の判断により措置を実施することを可能とすること

部会長が事故あるときに備え、「副部会長」を設けるとともに、例えば、出張等で連絡がつかない事態も想定されることから、「事故」に限定せず、幅広く解釈できるよう見直すこと

(3) 協会の決議を要する事象が発生した場合には、早急に特別対策部会に図る必要があるため、特別対策部会の委員会社においては、あらかじめ連絡窓口（部署又は者）を定めるとともに、部会委員の意見を確認し、協会に連絡できるよう、その体制の整備に努めることが望ましい。

また、協会においても、対応窓口を定め、あらかじめ会員に通知するな

ど、特別対策部会の円滑な運営に向けて、その体制を整備することが必要である。

- (4) なお、現行規則では、緊急時の措置として「解約・買取の中止」や基準価額の計算方法となっており、今回の議論を踏まえて、所要の見直しを行うことが適当である。

・基準価額の公表について

投資信託の基準価額は、前日の基準価額を日経新聞朝刊、協会ホームページ及び委託業者のホームページに掲載し、公表している。

受付中止措置等の措置を実施した日の基準価額についても、協会規則に基づき算出されていることから、原則として公表することが適当である。

しかしながら、例えば、次のような場合には、基準価額を公表することによって、かえって投資者の投資判断に誤解を生じさせる恐れも考えられる。このため、委託業者が、投資判断に誤解を与えるものかどうか、売買の参考とならないものかどうかといった観点から検討を行い、委託業者の判断により非公表とすることができるようにすることが適当である。

対象取引所が長期間閉鎖された場合

対象取引所の多くの銘柄の気配値が、ストップ安若しくはストップ高となるなど、市場全体が混乱した場合であって、このような状況が継続すると予想される場合

・連絡体制の整備等

1. 協会における体制の整備

- (1) 協会内の連絡網を必要に応じ見直すとともに、あらかじめ会員、関係団体、マスコミ等の窓口を定めるなど、緊急事態が生じた場合に会員等の関係者との密接な連絡が図られるようその体制を一層整備することが適当である。また、協会の対応が円滑に進められるよう、緊急事態の発生を想定したマニュアルの見直し等必要な対応を図ることが適当である。

- (2) また、緊急措置の実施に係る特別対策部会の決議等必要な情報の会員連絡は、メール又は FAX で一斉に送信することが望ましいが他の通信可能な手段についても検討する。併せて、会員専用ホームページに掲載し、その周知を図ることが適当である。

- (3) なお、大規模地震等地域災害において、通信回線の断絶等によりメール、FAX 及び会員専用ホームページ等すべての通信方法が不通となる事

態も想定されるが、このような事態に対する対応については、今後検討する。

- (3) なお、特別対策部会に決議した措置について一般投資者への周知のため、新聞、クイック等のマスコミや情報ベンダーへの情報提供を検討する。また、将来的には、協会の一般用ホームページへの掲載を検討することが望ましい。

2. 会員における連絡体制の整備

- (1) 会員会社内の連絡網、販売会社や関係機関への連絡など緊急事態発生時の各部署の役割分担などについて、必要に応じ見直しを行うなどの対応を図ることが望ましい。また、受付中止措置等の措置の実施の決定や当該措置の対象となるファンドの決定に係る意思決定体制の整備を図っておくことが望ましい。

- (2) また、想定される事象毎に、あらかじめ受付中止措置等の措置の対象となるファンドを整理しておくなど、緊急事態が生じた場合に、当該措置の対象となるファンドについての情報を、速やかに販売会社に提供できるよう準備しておくことも重要である。

. その他

- (1) 取引所の取引が停止した場合など必要な場合には、受付中止措置等の措置が実施されることを、投資者・受益者にあらかじめ周知するため、目論見書にわかりやすい形で記載することが可能かどうか、引き続き検討することが望ましい。

- (2) また、MRF等日々決算型ファンドについて、信用不安回避の観点から、一般ファンドと別の対応が可能かどうか、引き続き検討する。

- (3) 申込み締め切り時間の短縮措置が講じられた場合における確定拠出年金向けファンドの申込みの取扱について、引き続き検討する。